



島根県報

平成26年3月14日（金）

号外第27号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第143号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	186号	浜田市河内町1578番1地先から同町3343番4地先まで	前	メートル 24.00～ 61.00	メートル 45.00	浜田県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	24.00～ 61.00	45.00	
県 道	上意東揖屋線	松江市東出雲町上意東1834番3地先から同1840番1地先まで	前	4.50～ 31.10	235.80	松江県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	8.20～ 32.90	235.80	
〃	西郷都万郡線	隠岐郡隠岐の島町北方158番1地先から同238番地先まで	前	14.50～ 60.00	199.00	隠岐支庁県土整備局 減幅 不用物件発生 町道移管
			後	14.50～ 22.00	199.00	

島根県告示第144号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	186号	浜田市河内町1578番1地先から同町3343番4地先まで	メートル 45.00	平成26年 3月14日	浜田県土整備 事務所	
県道	川平停車場線	江津市都治町173番4地先から同町182番2地先まで	89.20	平成26年 3月26日		